

平成 17 年 3 月改正

緑野フットボールクラブ規約

第 1 章 総 則

第 1 条（名 称） 本クラブは緑野フットボールクラブ（略称：緑野 F C）という。

第 2 条（事務所） 本クラブの事務所はクラブ代表宅に置く。

第 3 条（目 的） 本クラブは、地域の学校教育活動外に於いてスポーツを通じ、青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第 4 条（活 動） 本クラブは前条の目的を達成する為に、クラブ員の保護者が主体となって次の活動を行う。

- 1) サッカーおよび各種スポーツ活動
- 2) レクリエーション活動
- 3) 他団体との交流・交歓活動
- 4) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

第 2 章 クラブ員および登録

第 5 条（構 成） 本クラブのクラブ員は大和市立緑野小学校の児童および指導者が認めた者とする。

第 6 条（加 入） 本クラブへの加入は、所定の加入届を提出することにより行う。

（2）加入に当たっては、別に定めるクラブ費を納入し、同時にスポーツ障害保険の加入を義務とする。

（3）加入期間は加入の申込みを受けた日からその年度の末日までとし、年度毎にこれを更新する。

第 7 条（登 録） 本クラブは日本サッカー協会（第 4 種少年委員会）に登録する。

（2）クラブ員は、本クラブ名で選手登録する。

第 3 章 会 計

第 8 条（収 入） 本クラブはクラブ員の納めるクラブ費、寄付金、補助金、その他の収入により運営する。

第 9 条（クラブ費） クラブ費の額は保護者会総会において定める。

（2）クラブ費は前期、後期の 2 回に分けて納入する。

第 10 条（会計年度） 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第4章 クラブ役員

第11条（役員） クラブには次の役員を置く。

- 1) 代表 1名
- 2) 副代表 若干名
- 3) 書記 2名
- 4) 会計 1名
- 5) 学年役員 学年毎に決定する
- 6) 会計監査 2名

(2) 役員は保護者の互選により選出する。

(3) 代表、副代表は指導者からも選出できる。

第12条（職務） 役員の職務は以下の通りとする。

- 1) 代表はクラブを代表し、統括する。
- 2) 副代表は代表を補佐し、代表事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 書記は本クラブの活動を記録し、活動に必要な印刷等を担当する。
- 4) 会計は本クラブの会計事務及びスポーツ安全保険加入事務を担当する。
- 5) 学年役員は代表及び副代表を補佐し、学年毎の活動があるときはこれを統括する。
- 6) 会計監査は会計を監査する。

第13条（任期） 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(2) 役員に欠員が生じた時はそれを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第14条（役員会） 役員会は代表が召集し、統括する。

(2) 役員会では日常の活動・運営に係わる事項を審議し、決定する。

第5章 保護者会

第15条（保護者会） 本クラブに保護者会を置く。

第16条（構成） 保護者会はクラブ員の保護者で構成する。

第17条（総会） 保護者会総会は代表が召集し、統括する。

(2) 総会では以下の各号を審議し、決議する。

- 1) 年間予算、年間活動計画、決算
- 2) 役員を選任

- 3) 規約の改正及びクラブの解散
- 4) クラブ費の額
- 5) その他、本クラブの活動・運営に係わる重大な事項

第5章 コーチ会

第18条（コーチ会）本クラブにコーチ会を置き、代表が召集し、統括する。

第19条（構成）コーチ会は代表、副代表及び指導者で構成する。

第20条（役割）コーチ会は日常の活動・運営に係わる事項を審議、決定するとともに、指導者の選任を行う。

第6章 規約の改正及び解散

第21条（規約の改正）本規約の改正は保護者会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

第22条（解散）本クラブの解散は保護者会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

第7章 附則

第23条（その他）指導は指導者に一任する。

- (2) 練習・試合・移動中のけが・事故等は保護者が責任を負う。
- (3) 送迎は公式試合、練習試合共に保護者が行う。
- (4) 他会場に行く場合、出来るだけ公共機関を利用する。
- (5) 練習は原則、徒歩で参加する。
- (6) 練習・試合後は直ちに帰宅し、寄り道は禁ずる。

以上

変更履歴

この規約は平成17年3月27日より改訂する。